

表1 保険区分

区分	加入者
被用者保険	職場の健康保険などに加入している75歳未満の人
国保	被用者保険に加入していない75歳未満の人
後期高齢	75歳以上の人 (一定の障がいがあり、千葉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人は65歳以上)

表2 自己負担割合

区分	自己負担割合
小学校就学前	2割
70歳未満	3割
70歳以上(後期高齢を含む)	1割 (現役並みの所得がある世帯は3割)

国民健康保険法などにより、すべての人が左表1のいずれかの医療保険制度に加入することが義務付けられています。

自己負担割合
 病院などの医療機関窓口での医療費自己負担割合は

表3 入院時の窓口負担の軽減要件

区分	年齢	要件
国保	69歳以下	国民健康保険料(税)に滞納がなく、世帯主と加入者全員が市・県民税非課税の人
	70歳～74歳	世帯主と加入者全員が市・県民税非課税の人
後期高齢	同一世帯内の全員が市・県民税非課税の人	

入院のとき 左表3の軽減要件に該当する人は『限度額適用・標準負担額減額認定証』(要申請)を医療機関の窓口で提示することにより、窓口で支払う医療費(保険適用分)や食事代などの自己負担額が軽減されます。

なお国民健康保険料(税)に滞納がない世帯の69歳以下の人は、『限度額適用認定証』(要申請)を医療機関の窓口で提示することにより、窓口で支払う医療費(保険適用分)や食事代などの自己負担額が軽減されます。

表4 保険料の納付方法など

区分	納付方法	納付回数
特別徴収	年金天引	年6回
普通徴収	金融機関の窓口や振替など	国保 年9回 (6月～翌年2月)
		後期高齢 年8回 (7月～翌年2月)

※制度の加入月や年の途中で納付方法が切り替わったときなどは、納付回数が少なくなることがあります。

窓口に支払う医療費(保険適用分)の自己負担額が決められた限度額までとなります。

特定の疾病のとき 人工透析が必要な慢性腎不全、先天性血液凝固因子障害の一部、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症の疾病については、『特定疾病療養受療証』(要申請)を医療機関窓口で提示することで、医療費の自己負担限度額は、医療機関ごとに月1万円(一部2万円)となります。

健康で安心して暮らすために

国民健康保険制度と後期高齢者医療制度

国民健康保険制度(以下『国保』)と後期高齢者医療制度(以下『後期高齢』)は、病气やけがをしたときに安心して医療機関にかかることができるよう、みんなが保険料を出し合い、助け合う制度です。今回は、自己負担額や保険料などについて紹介します。



所得のない人も申告を
 保険料や1カ月当たりの医療費の自己負担限度額は、所得などに応じて定められています。収入がない人や非課税所得の人でも市・県民税の申告をしてください。

申告先 市民税課 ☎ 9811

保険料の納付
 保険料の納付方法には特別徴収と普通徴収があります(左表4のとおり)。保険料は納期限内に必ず納付してください。また納付が困難なときは納付相談をしてください。

口座振替の利用を
 口座振替を利用すると納め忘れがなく便利です。また特別徴収の人でも、希望により口座振替ができます。

申込方法 市内金融機関か国民健康保険課、支所にある用紙に必要事項を記入し、金融機関に直接申し込む。
必要なもの 預(貯)金通帳、通帳届け出印、被保険者証(注)特別徴収から口座振替に変更するときには、別途『申出書』の提出が必要となりますので、問い合わせてください。

各認定証などの申請については問い合わせてください。

保険料の軽減など
 国保では、解雇や倒産など事業主の都合により離職し、保険料軽減届出を提出した人は、給与所得額を実際の3割と見なして保険料を算定し保険料が軽減されます。なお届出に際しては、雇用保険受給資格者証が必要で、また国保加入者で65歳以上の人や雇用保険の失業給付を受けられない人、後期

施設利用や購入費用を助成

はり・きゅう・マッサージなどの施設の利用を助成

4月1日(金)から、平成23年度分の利用助成券を下表のとおり交付します。国民健康保険課か支所に申請してください。



対象・交付枚数など

対象	市内在住の65歳以上の人
利用できる施設	市が指定する施設(詳しくは問い合わせを)
交付枚数	年間12枚(1日1枚のみ利用可)
助成金額	1枚800円
申請に必要なもの	(1)年齢を証明できるもの(免許証や被保険者証など) (2)印鑑

問合先 Web 国民健康保険課 ☎ 9886

老人性白内障補助眼鏡などの費用を助成

老人性白内障の手術を受けた市内在住の65歳以上の人、医師の判断により、眼鏡やコンタクトレンズを作ったとき、下表のとおり、費用の一部を助成します(所得制限あり、1人1回)。手術後1年以内に、国民健康保険課に申請してください。必要書類など、詳しくは問い合わせを。

助成額(上限額)	
補助眼鏡	21,000円
特殊眼鏡	42,000円
コンタクトレンズ	21,000円



※眼鏡は1対、コンタクトレンズは1枚当たり

被保険者証の送付
 70歳以上75歳未満の国保加入者で被保険者証の有効期限が平成23年3月31日の人、新しい被保険者証を簡易書留郵便で3月16日(水)に発送します。

高齢でも同様の制度がありますので、問い合わせてください。

問合先 Web 国民健康保険課 ☎ 9804